

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

厳しい財政状況のもと、一層本格化する少子高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障と税の一体改革」関連8法案が昨年8月に成立した。そして、安倍総理は法律どおり明年4月1日から消費税率を5%から8%へ引き上げる決断をした。法律ではさらに平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっている。

消費税率の引き上げは国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8%引き上げ段階では「簡素な給付措置」が実施される。

しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められている。食料品など生活必需品に「軽減税率制度」の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも7割が導入を望んでいる。

与党の平成26年度税制改正大綱では「消費税10%への引き上げ時に、軽減税率制度を導入する。」とし、「国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。」と合意されている。

よって、政府においては、下記の事項について速やかに実施することを強く求める。

記

- 1 「軽減税率制度」の導入へ向けて、国民の理解を得るため議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、鋭意検討を進め、その実現へ向けての環境整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

御坊市議会

衆議院議長	伊	吹	文	明	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	新	藤	義	孝	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿